

令和5年第3回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和5年3月27日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時52分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 荻ノ沢 俊明 委員 松 橋 竹子 委員 石 岡 れい子 委員 安 田 友久
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 濱 浦 孝子 学校教育 GL 中 居 勉 社会教育 GL 金 見 靖子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した案件	報告第1号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会事務局職員の人事異動）について 報告第2号 事務の臨時代理の報告（学校職員の人事異動の内申）について 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱）について 議案第1号 階上町文化財指定について 議案第2号 階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第3号 階上町道仏交流センター規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第4号 階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第5号 階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第6号 階上町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する教育委員会規則の制定について 議案第7号 階上町教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第8号 階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第9号 階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 専決処分した事項の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、報告第1号 専決処分した事項の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、令和5年4月1日付けで発令する階上町教育委員会事務局職員の人事異動に関し、町長からの協議があり、緊急に同意する必要が生じましたが、教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年3月23日付けで専決処分したものでございます。</p> <p>報告第1号をめぐっていただいて、。。1.採用ですが、介護福祉課より中屋敷課長が、税務課より向井主査が、総合政策課より中嶋主査が、また三河主事が新採用となり、教育課の新しいメンバーとしてこれから一緒に仕事をまいります。2.出向ですが、濱浦課長が会計管理者に、石橋主事が税務課主査に、奈良主事が人事交流で五戸町の教育課へ出向となります。裏面ですが、金山澤主事が主査となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 専決処分した事項の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

濱浦課長	<p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」をご説明致します。</p> <p>本案は、令和5年4月1日付けで発令する学校職員の人事異動のうち、講師及び臨時職員等に関し、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年3月24日付けで臨時に代理したものでございます。</p> <p>報告第2号をめぐっていただいて、。。このような異動です。詳細はA4横置き教職員異動一覧(小学校、中学校)となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか (質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居G L	<p>それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱に関し、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年3月24日付けで専決処分したものでございます。</p> <p>令和4年12月1日付けで民生委員児童委員の改選があったことに伴い、次のページの者が委嘱替えとなったものでございます。4名の方が委嘱替えです。上3名が新しい方、4番目の方が学区割が変更となった方です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか (質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告「階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第5 議案第1号 「階上町文化財指定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見G L	<p>それでは、議案第1号 「階上町文化財指定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、階上町教育委員会より町文化財審議会へ諮問しておりました文化財について、指定することが適当であるとの答申を3月15日に得ましたので、町文化財に指定するため提案するものです。1枚めぐって</p>

丸岡教育長	<p>ただきまして、教育委員会資料というのがございますので、そちらの方で説明させていただきます。所在は大字角柄折字蕨9番地3 海潮山応物寺山門を指定するものとなります。種別は有形文化財の建造物で、構造は木造の三間一戸の仁王門、切妻造平入鉄板葺となります。こちらの山門は現在の南部会館の裏門を、昭和25年応物寺が再興する際に移築したものとなります。状態は良好で同様の遺構は八戸市に近接する屋敷門等多く、同門においても地域の建築文化の様相を知ることができる貴重な文化財であるということから、答申を受けまして、指定となるものです。説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第1号「階上町文化財指定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第1号「階上町文化財指定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6 議案第2号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」および 日程第7 議案第3号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、議案第2号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」および議案第3号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、申請及び承認書等の様式、条文の字句について、所要の改正を行うものです。1枚めくっていただいて様式第1号のマーカ一部分が変更箇所となっております。交流センターにつきましても、申請書・承認書等のところを変更しております。 説明は以上となります。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第2号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」および議案第3号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決すること</p>

<p>中居GL</p>	<p>にご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第2号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」および議案第3号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第4号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、様式について、所要の改正を行うものです。1枚めくっていただきまして、様式第1号の氏名欄の次に「性別」がありましたが、それを削除したものとなります。また、申請区分の大学卒のところ「専攻科」を追加したものとなります。  説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか  (質疑なしの声あり)  「質疑なし」と認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第4号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第4号「階上町奨学金貸与規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9 議案第5号「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>中居GL</p>	<p>それでは、議案第5号「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、就学援助について、申請者、学校、委員会の負担軽減のために様式の変更を行うものです。様式第1号の右上側の申請理由の欄に「生活保護の受給」を加えました。また中段の受領口座について、「新規・変更あり」の次に「(対象を初めて申請する方と受領口座を変更したい方)」と明記し分かりやすくしたものです。  説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p>

丸岡教育長	<p>(質疑なしの声あり)  「質疑なし」と認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第5号「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第5号「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10 議案第6号 「教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは、議案第6号「階上町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、「階上町個人情報保護条例（平成15年階上町条例第2号）の廃止に伴い、委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則についても廃止を行うものです。令和5年4月1日からは「階上町個人情報の保護に関する法律施行条例」ものができましたので、これにより対処することとなります。新しいこの条例には実施機関として教育委員会も位置付けられております。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか  (質疑なしの声あり)  「質疑なし」と認めます。  これをもって質疑を終了します。  お諮りいたします。  議案第6号「教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  異議なしと認めます。よって議案第6号「教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11 議案第7号 「階上町教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。  この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

濱浦課長	<p>それでは、議案第7号「階上町教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、教育長の職務代理者について会議規則の中に位置づけるものです。今まで第4条に教育長が。というところだけがありまして、実際、今荻ノ沢委員に職務代理者をお願いしているわけですが、今まで教育長が欠けることもなく使うことがなかったので気づきもしなかったわけですが、申し訳ありません。会議規則の方にこの機会に条項を盛り込んだものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか。</p>
荻ノ沢委員	<p>確認ですけど、常勤という勤務状態になるんですか。</p>
濱浦課長	<p>教育委員会議の時、今教育長が会議を進行しているんですけど、その部分をしていただくということになります。他の職務は教育課長が代行するということになります。以前ですと、教育委員長という制度の時はその方が欠けたときは、ハンコから何からすべからくということになりますけれども、今は制度が変わっていますので、会議の時ということになります。</p>
丸岡教育長	<p>教育委員長さんと教育長さんが前はいらしたんですね。双方に職があったものですから、今は違うんですね。一本化されてしまったということになりますので。</p> <p>質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第7号「階上町教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第7号「階上町教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12 議案第8号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは、議案第8号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します</p>

	<p>す。</p> <p>本案は、町部局の「階上町行政組織規則」に「参事」職を追加することから、併せて委員会規則にも追加を行い、その他所要の改正を行うものです。まず、第3条の課長の上に参事の職を置き、以下課長と副参事を1条ずつ繰り下げるものです。また第5条の2「置く」を「置くことができる」というのは「課に必要な応じ課付を置く」と現状の文章はなっているのですが、これだと絶対に置くということになりますので「置くことができる」と、これも今まで気づかなかった部分を修正するものです。「第8条第1項中 4条を4条の2」というのがさきほど会議規則の改正をしましたが、第4条の2が職務代理者」ということですので、そこに反映させるため改めるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第8号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第13 議案第9号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
濱浦課長	<p>それでは、議案第9号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。まず、第2条第2項にある「主任主査」ですが、町としてこの職名が既に存在しないということで、第3条第3項の「主任主査」とともに削除します。第5条の7号、8号、すみません。私が見え消しの規則を添付すれば良かったのですが。第5条の7号、8号というのはですね。交流館でやる事務ということになるんですけども。7号というのが「教育研究団体に関すること」で、交流館でやる事務ではないというものが入っていた。第8号は「条例、規則等の作成に関すること」教育委員会事務局全体の事務であって交流館の事務ではない、ということでこの2つは削除します。第6条3号というのは決裁権のことを書いてあるんですけども、読み上げます。「1件の金額が15万円未満の支出負担行為および支出命令をする</p>



丸岡教育長

こと」というのが館長の専決事項としてうたわれています。町部局でもこのような権限をリーダー級に持たせておりませんので、併せてこちらでも削除するものです。5号から10号までを1つずつ繰り上げるものです。説明は以上です。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか  
(質疑なしの声あり)

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第9号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、令和5年第3回階上町教育委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

会議終了時刻 午後6時23分